

親水空間から考える東京湾再生

日本大学 学生会員 ○崎山 崇
日本大学 正会員 吉川勝秀

1. はじめに

東京湾沿岸の水深の浅い場所は埋立が進み、特に富津岬から北側の沿岸に埋立地が多く造られた。また、埋立てられた土地には工業地帯が形成され、企業の所有地となった。私有地化された東京湾沿岸は開放が難しく、人々が近づけない海辺となった。

かつて東京湾は市民に開かれた場所であり、今後、市民に提供される空間とすべきである。

本研究では、東京湾沿岸の千葉県内湾部の土地利用・アクセスの現状を把握し、現状評価とともに問題を考察した。また、東京湾がさらに市民に利用されるには、どのような場所の提供が必要かを検討した。

2. 沿岸の現状

1) 沿岸の土地利用

千葉中央港より南側の埋立地では、完成後に水際線を含め企業へ順次引き渡されたため、多くの場所が私有地となった。それに加え、危険物を取り扱う重化学工場が立地していることにより、一般市民が立ち入れない場所が増加した。図-1で見られるように沿岸地域では、工業用地が多く面積を占めている。一方、千葉中央港より北側は幕張地区など、住宅やレジャー施設が立地している場所もある。また、全体を通して見ると三番瀬や盤洲などの自然豊かな海岸もあり、千葉県側の東京湾内湾部沿岸は多種多様な環境だといえる。現状は以下のようにまとめられる。

- ・ 千葉港中央地区より南側では工業用地が多く面積を占め、北側では住宅やレジャー施設が立地している。
- ・ 企業所有の海岸は危険物取扱の場所もあり、そのような場所では一般に開放しづらい。
- ・ 少ないながらも親水空間は存在し、三番瀬や盤洲は高いポテンシャルを持っている。

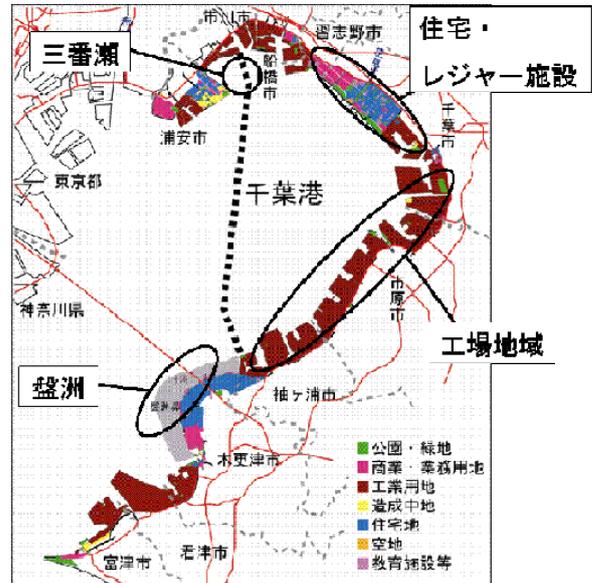


図-1 千葉県東京湾内湾部沿岸の土地利用

企業所有の護岸と岸壁に分けられる。護岸部は高潮などの防災対策に造られたものである。花見川を境に南側では比較的地盤が強く、ケーソン等の重力式護岸が設置されている。一方、北側は軟弱地盤のため矢板式護岸が多く設置されている(写真-3)。岸壁部は写真-4のような港湾で見られ、垂直に造られた接岸施設である。岸壁部は船舶の発着に利用されているため、親水空間への活用には適していない。



写真-3 習志野市の護岸

写真-4 木更津市の岸壁

3. 公共護岸、公共用地の利用

1) 緩傾斜護岸の検討

護岸、岸壁部を比較すると、前者の方が海辺の開放に適した場所である。水際を親水空間として活用できる可能性の高い場所としては、構造上、護岸部が挙げられる。特に、公共護岸部は後背地に公共用地を擁しており企業所有のものよりも、施策が講じやすい場所だと考えられる。現在、市川市の一部の直立護岸では腐食が問題になっており、維持管理の問題を抱えている箇所も存在する。

公共護岸の親水性を高めるための提案として、緩傾斜護



写真-1 海辺の工場群

写真-2 千葉市の人工海浜

2) 護岸と岸壁の位置と利用

千葉県側東京湾内湾部沿岸は主に公共所有の護岸と岸壁、

キーワード：東京湾、親水空間、護岸、岸壁

連絡先：〒274-8501 千葉県船橋市習志野台 7-24-1 日本大学理工学部 水環境システム研究室 TEL/FAX 047-469-5228

岸の設置が挙げられる。緩傾斜護岸は市川市塩浜地区などで前例があり、以下のような特徴を持っている。

- ・ 既存の直立護岸前面に設置可能で、既設護岸の補強対策としても考えられる。
- ・ 3分の1勾配、もしくはこれよりなだらかな勾配なので親水性に適している。
- ・ 小規模での利用が可能で、生物環境にも適している。



写真-5 腐食した護岸



写真-6 緩傾斜護岸

2) ハーバーウォークの検討

アメリカのボストンでは、衰退する都市を再生するため、海辺も視野に入れた総合的な開発が計画された。東京湾再生の検討に際し、再生事業を実施に移したボストンと比較をした。



写真-7 ハーバーウォーク

ボストンの再開発計画は以下のように行われた。

- ・ 歴史的建造物は保存し、新しい建物との調和を図っている。
- ・ 工場、倉庫は住居に、一部は博物館に利用している。
- ・ 沿岸でのハーバーウォークの設置を私有地でも義務化した。

再開発計画により、水際に沿って全長 11km に及ぶハーバーウォークが設置され、周辺の環境も整備された。結果として、市民はウォータフロント空間に接するようになり、ボストンの活気に寄与した。

千葉県東京湾内湾部では、北部を中心に公共用地が沿岸の多くを占めている。私有地の開放は難しいと考えられるが、公共用地では海岸の開放は比較的容易だと考えられる。これら公共護岸や公共用地において、海辺空間の再生にはハーバーウォークが計画されても良いと考えられる。

4. 企業が所有する沿岸の利用

企業用地の海岸は開放が困難であろうが、海に近づく場所はありと考えられる。その実態を知るために調査を行った(図-2)。アクセスポイントは、幹線道路を使って自動車で接近が可能だが、整備の進んでいない海岸を記したものである。また、沿岸の護岸と岸壁を区分し、アクセスポイントの存在している場所について明確にした。

調査結果より、アクセスポイントの存在から企業用地内にも少なからず海に接する場所があることが確認できた。企業用地の海岸開放は容易ではないと考えられるが、アクセスポイント調査よりその可能性は残されているとわかった。アクセスポイントは陸側から海が望める貴重な場所でもある。しかし現状では、海辺に近づけるものの、水際での整備が行き届いていないため親水性に乏しい。今後、海岸の利用向上の提案として、緑地やテラスをポイントに設置し、海の一里塚のような整備が考えられる(図-4)。

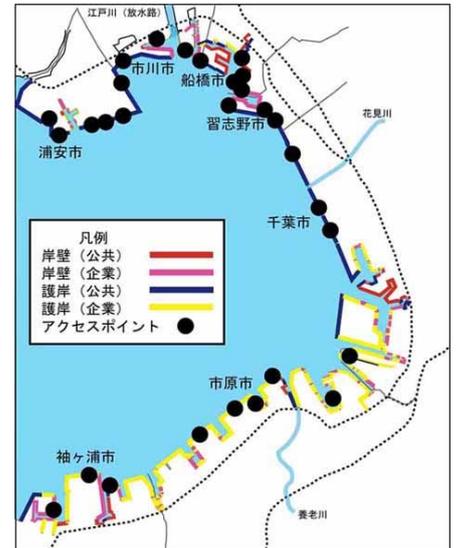


図-2 沿岸施設とアクセスポイント



図-3 アクセスポイント例

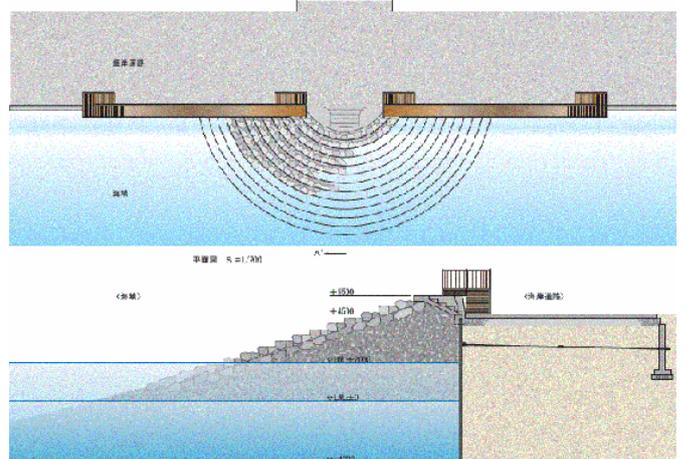


図-4 海の一里塚案 (株I・T・O、伊藤照夫作成)

5. 結論

東京湾の現状及び課題を把握し、アクセス面から海岸再生について検討をした。今回の調査により、人が近づける場所は既存の親水公園以外にも存在することが明らかになった。また、アクセスポイント調査により、企業所有の護岸にも開放の可能性が残っていることがわかった。公共地が連なる北部では、緩傾斜護岸による水際の整備や、ボストンを例にとってハーバーウォークの設置が考えられる。南部ではアクセスポイントを更なる市民の利用のため、緑地化やテラスの設置等による、親水スポットの創出に工夫が必要と考えられる。